

販路拡大支援事業事務取扱要領

販路拡大支援事業事務取扱要領（平成27年4月1日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、佐久市商工業振興条例施行規則（平成17年佐久市規則第117号）別表に定める販路拡大支援事業の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に営業所又は事業所を有する法人（個人事業主を含む。以下同じ。）とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の実施に当たり、国、県その他の団体の補助制度を併用しようとするときは、補助対象経費の額から当該他の補助制度で受ける補助金の額を控除したものを補助対象経費とする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- （1）国内（市内を除く。以下同じ。）の展示会、見本市等（以下「展示会等」という。）への出展 補助対象経費の30パーセント以内の額（限度額は10万円）
- （2）海外の展示会等への出展 補助対象経費の30パーセント以内の額（限度額は45万円）

（補助金の交付回数等）

第5条 補助金の交付は、同一年度内において、補助事業者ごとに前条各号につき1回限りとする。ただし、本市の事業に関連して展示会等へ出展するときは、この限りでない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付申請時の添付書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実施計画書
- （2）収支予算書
- （3）企業に係る市町村民税納税証明書
- （4）展示会等の内容の分かるもの
- （5）出展する商品の概要（パンフレット等）

（完了報告）

第7条 補助金の完了報告時の添付書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績報告書
- （2）収支決算書
- （3）経費の支払いに係る証拠書類（領収書等）の写し
- （4）出展の様子が分かるもの（写真等）
- （5）当日配布したパンフレット等（作成した場合）

(特例内容の周知)

第8条 第5条ただし書きの規定の適用に当たっては、当該展示会への出展募集を市ホームページ等により広く一般に周知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| 補助対象経費 | 経費の区分 | 経費の詳細 |
|--|----------------|--|
| 市外(海外を含む。)における国、地方公共団体その他市長が認める団体が主催、共催、又は後援する展示会等(即売を主とするものを除く。)への出展に要する経費であって、右欄に定めるもの | 出展料 | 主催者に支払う小間料 |
| | 装飾料 | ブースの基本装飾・基本備品等 (レンタルも可) |
| | 輸送費 | 国内及び海外輸送費で、展示に必要な物品等(商品、パンフレット、装飾備品等) |
| | 旅費 | 会場までの往復交通費等(海外への出展の場合は、国内旅費を除く。) ただし、鉄道運賃についてはグリーン車以上、航空運賃についてはビジネスクラス以上の特別に付加された料金は対象外とする。 (3名分まで可) |
| | 宿泊費 | 国内への出展の場合は、展示会等開催期間前後1泊まで 海外への出展の場合は、展示会等開催期間の前泊2日以内、後泊1日分まで いずれも飲食費は除く。 (3名分まで可) |
| | 広告宣伝費 | パンフレット、ポスター作成費等 (1,000部まで) |
| | 通訳代 | 海外への出展の場合 (展示会等開催期間中のみ) |
| 雑費 | その他展示会等出展に係る経費 | |